

## 小規模多機能型居宅介護事業所たかだまの法定給付の一部変更に伴う重要事項説明書

当事業所のサービス利用に係る法定給付の一部変更について説明します。

- 1 変更する加算名：介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
- 2 変更内容：（旧）介護報酬総単位数×4.2%×9割に相当する額  
（新）介護報酬総単位数×4.1%に相当する額
- 3 変更理由：4.2%が4.1%になった理由は、国の制度改正により引き下げられたため。  
9割を乗じないのは、制度改正前のⅢからⅡに切り上げ介護職の待遇改善を図るため。  
なお、制度改正により従来ⅡはⅢに変更となったため、該当する加算名は同じです。